新型コロナウイルスの感染拡大防止に関わる対応

■ 学生用フローチャート

自己申告の要件

(令和6年3月18日~)

- <mark>①</mark> 発熱(37.5℃以上)または、急性上気道症状*
 - *咽頭痛、咳など、オミクロン株については喉の違和感でも要注意
- ② 感染者 ③ 接触者* ①②③に該当しない ➡ コロナ関連の届出不要
 - * 従来の濃厚接触者:必要な感染予防策(マスク等)をせずに、感染者に手で触れたり、 対面で互いに手を伸ばして届く距離(1 m以内)で15分以上接触があった場合

自己申告の要件に該当する場合の対応

対象:旗の台・洗足・横浜キャンパスの学生

★ 富士吉田キャンパスの学生は富士吉田校舎事務課に連絡して指示を受けること

登校せず、速やかに保健管理センターに連絡

平日(8時40分~17時00分) → TEL: 03 - 3784 - 8431

土曜·休日·夜間 → email: hokekanc19@med.showa-u.ac.jp

- 1) 平日日中(8時40分~17時00分) は必ず電話で連絡してください。
- 2) メールは<mark>体調不良の連絡のみ</mark>受付ます。メールを送る時間帯 によっては、返信が届くまで、時間を要する場合があります。
- 3) 復帰時期等の問い合わせは電話で行ってください。
- 4) 各キャンパス事務課・指導担任に連絡してください。

登校・病院実習は保健管理センター等の指示に従う

- ・ 12 発熱・急性上気道症状・新型コロナウイルス感染者
 - ⇒学内への立ち入り(授業·実習·試験)不可、学内関係者との接触不可
- · ③ 接触者
 - ③-A 病院実習中・病院実習が予定されている場合
 - ⇒ 病院実習は保健管理センターの許可があるまで参加不可 キャンパス内への立ち入りは【条件】付きで可
 - ③-B 1週間以内に病院実習がない場合

⇒ キャンパス内への立ち入りは【条件】付きで可

接触者は<mark>最終接触日から4日目に 抗原検査</mark>を行い保健管理センター に届ける➡行動制限の解除の判断

【条件】①学内でマスク着用②学内での食事は個食・黙食(学外で学内関係者と接する場合は①・②遵守)、③体調不良時は速やかに保健管理センターに連絡

★学生・キャンパス職員COVID19対策サイトも参照してください ■



更新日:2024年3月18日 昭和大学